

法律名	高压ガス保安法
施行年	昭和26年 改正H17年
目的	この法律は、高压ガスによる災害を防止するため、高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高压ガス保安協会による高压ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的とする。（第1条）
対象者	高压ガス製造事業、高压ガスの販売をおこなうもの
規制対象事業規模	圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。)が1日百立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造(容器に充てんすることを含む)をしようとする者(第5条)
規制内容	<p>① バイオマスでガス事業を行う場合は、ガスの種類はメタンガスで、常圧で消費・供給する場合よりも、高压にするか液化して販売することが多いと思われるが、その場合にはこの法律の規制を受ける。</p> <p>② 高压ガスとは、圧縮ガスの場合は、「常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）」、液化ガスの場合は、「常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの又は圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35度以下である液化ガス」（第2条）。</p> <p>＜高压ガスを製造する場合＞</p> <p>③ バイオマス関連で高压ガスを製造する場合は、事業所ごとに、製造をする高压ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法、事業開始日を記載して、都道府県知事に届け出なければならない。許可を受けると「第1種製造者」という（第5条の2）。1日100立法メータ以上のガス容積を扱う場合は該当するので、たいていバイオマスでガスを製造する場合、届け出しなければならない。</p>

④ 許可の基準は、製造のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること（第8条）。

⑤ また、許可を受けた日から1年以内の事業開始が義務づけられている（第9条）。

⑥ 第1種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるもの、「特定施設」という）について、経済産業省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない（第35条）が、国が求める要件を備えておれば、自身で検査を行うことが可能である。

⑦ 1日に製造する高圧ガスの容積が経済産業省令で定める量以上の第1種製造者は、経済産業省令に従い、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成・保存しなければならない（第35条の2）

⑧ 責任者を設けて管理する必要あり。第1種製造者は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受け、経験を有する者の中から、高圧ガス製造保安統括者と高圧ガス製造保安技術管理者を選任し、製造過程と製品の安全に関する職務を行わせなければならない（第27条の2）。

⑨ 第1種製造者は、高圧ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（第21条）

⑩ 第1種製造者は、経済産業省令が定める事項について危害予防規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様（第26条）。

⑪ 第1種製造者は、製造事業の譲り渡し・相続・合併・分割があつたときは、事業の継承人・法人に事業許可を継承できる（都道府県知事に届け出）（第10条）。

<高圧ガスを販売をする場合>

- ⑫ 高圧ガスの販売の事業を始める場合、販売所ごとに、事業開始の日の 20 日前までに、販売をする高圧ガスの種類などの事項を都道府県知事に届け出なければならない（第 20 条の 4）。第 1 種製造者が許可を受けた自分の事業所で販売するときは届けでなくて良いが、販売所を別に設けるときは必要になる。
- ⑬ 販売事業の譲り渡し・相続・合併・分割があつたときは、事業の継承人・法人に事業許可を継承できる（都道府県知事に届け出）（第 20 条の 4）。
- ⑭ 販売業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない、違反すると基準に従えという命令が来る（第 20 条の 6）。
- ⑮ 販売業者は、販売所ごとに、製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付を受け、高圧ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者を選任し、販売の安全管理を行わせなければならない（第 28 条）
- ⑯ 容積 300 立方メートル以上のメタンガスを貯蔵する場合、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所においてしなければならない。ただし、第 1 種製造者が許可を受けた事業所内で高圧ガスを貯蔵するときは許可はいらない（第 16 条）
- ⑰ 商品として高圧ガスを容器に詰めて移動するには、その容器・付属機器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない（第 23 条）が、検査合格の容器・付属機器（第 44 条）を使えば手間は省ける。車で高圧ガスを移動する際、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従って輸送しなければならない（第 23 条）。また、導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってその導管を設置・維持しなければならない（第 23 条）。ただし、第 1 種製造者が許可を受けた事業所内で導管により高圧ガスを輸送するときは関係ない。
- ＜製造・販売両方＞
- ⑱ 製造保安責任者免状の種類は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第 1 種冷凍機械責任者免状、第 2 種冷凍機械責任者免状及び第 3 種冷凍機械責任者免状（第 29 条）

	<p>⑯ 販売主任者免状の種類は、第1種販売主任者免状及び第2種販売主任者免状（第29条）。</p> <p>⑰ 保安統括者や販売主任者などが、規定に違反したときは、都道府県知事から解任を命ぜられることがある（第34条）。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの処理量が1日百立方メートル以上はこの法律の対象となるので、メタンガスを圧縮して商品化する場合はたいていクリアしなければならない法律。</li> <li>・ 販売、容器・付属機器、貯蔵についても基準・規制があるので注意。</li> <li>・ 利用促進については新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法を参照。</li> <li>・ 上記の規制内容は、あくまで高圧ガス保安法の概要を述べたものであり、法の具体的適用等詳細については、各都道府県に確認のこと。</li> </ul>
資源分類	家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、生ごみ、
利用技術分類	熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、事業許可、施設計画、運営管理（有資格者、製品規格、品質管理）、流通、輸送、販売
関連法	電気事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法